

千葉県立千葉工業高等学校
創立80周年記念事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、千葉県立千葉工業高等学校創立80周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務局を千葉県立千葉工業高等学校内に置く。

(目的)

第2条 実行委員会は、千葉県立千葉工業高等学校創立80周年記念事業（以下「記念事業」という。）を計画し、これを実施することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業の計画に関すること。
- (2) 記念事業の実施及び運営に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、委員長、副委員長、事務局長、事務局次長及び監事（以下「委員長等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は、千葉工業同窓会会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、全日制及び定時制のPTA会長、定時制振興会会長、千葉工業同窓会副会長等（2人）及び学校長をもって充てる。
- 4 事務局長は、全日制の教頭をもって充て、事務局次長は、千葉工業同窓会副会長等（1人）、定時制の教頭及び事務長をもって充てる。
- 5 監事は、千葉工業同窓会及び全日制PTAの会計監査にある者各1人をもって充てる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

3 事務局長は、記念事業を統括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員長等の任期は、実行委員会の目的が達成されたときまでとする。

(顧問の設置)

第7条 記念事業に関し助言等を求めるため、実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長が委嘱する。

第3章 実行委員会の招集及び運営等

(招集等)

第8条 実行委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 実行委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(審議事項)

第9条 実行委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 記念事業の実施及び運営に関する基本的事項に関すること。
- (2) 記念事業の事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 記念事業の予算及び決算に関すること。
- (4) その他記念事業の実施に関し重要な事項に関すること。

第4章 部会

(部会の設置)

第10条 記念事業の実施及び運営を図るため、事務局に部会を置く。

2 部会の名称、所管、定数及び選出区分は、別に定める。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長及び副部会長は、学校職員にある者をもって充てる。

第5章 会計

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第12条 実行委員会の収支予算は、実行委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第15条 実行委員会が解散したときに存する残余財産は、実行委員会において協議の上、処分するものとする。

第7章 補則

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年1月20日から施行する。